

第3章 基本理念等

Ⅰ 基本理念

第2章で示した現状と課題を踏まえ、「施設老朽化、教育環境の向上、その他諸課題」に一体的に対応した学校施設整備を推進する上での、今後の基本理念（目指すべき姿）を、次のとおり定めます。

多様なステークホルダーと協議し、学校機能を核とした地域中核施設としての適正かつあるべき姿を描き、これに基づく、機能的かつ持続可能な施設を、効率的な予算の執行を図る中で、計画的に整備してまいります。

- 施設長寿命化対応を基本としつつ、実際の劣化状況やコスト検証などを踏まえ柔軟に整備手法（改築・大規模改修・小規模改修等）を見直すことで、市の財政負担の軽減と予算の平準化を実現してまいります。
- 整備実施に向けては、人口動態を踏まえた適正規模を設定するとともに、効率的な施設運用を図るべく施設の複合化・共用化、民間施設活用などの検討を進めます。
- 計画策定にあたっては、学校施設整備における標準モデルをベースに、地域事情に応じたカスタマイズを加え、将来の施設需要にも臨機応変な対応が可能な、フレキシブルな施設整備を目指します。
- 今後の学校施設は、教育機能のみならず、地域の中核施設として地域利用が進むものと想定されるため、施設を整備する際には、利用者の意見を聴取し、また関係部局と協議する中で、新しい時代に適合した学校施設整備計画を策定します。

<3つの目線>

新しい時代の施設整備は、Well-Beingの実現を目指し「児童生徒」「教職員」「地域住民」3つの目線により、検討を進めてまいります。

(1)「学習・生活の場」としての学校 ～児童生徒目線～

学校は、そもそも「学習の場」です。しかし、その形態は多様化、高度化、個別最適化が進んでいます。安全・安心な施設はもちろんのこと、学校施設全体を学びの場として捉え直し、教室空間は単一的な機能や特定の教科等に捉われない、柔軟で創造的な学習空間を形成します。

また、児童生徒は学習のみではなく、人やものに触れ合うことでも学び、人間が形成されます。各々が学校生活を通じて生き方を学ぶことができる環境整備を目指します。

(2)「働く場」としての学校 ～教職員目線～

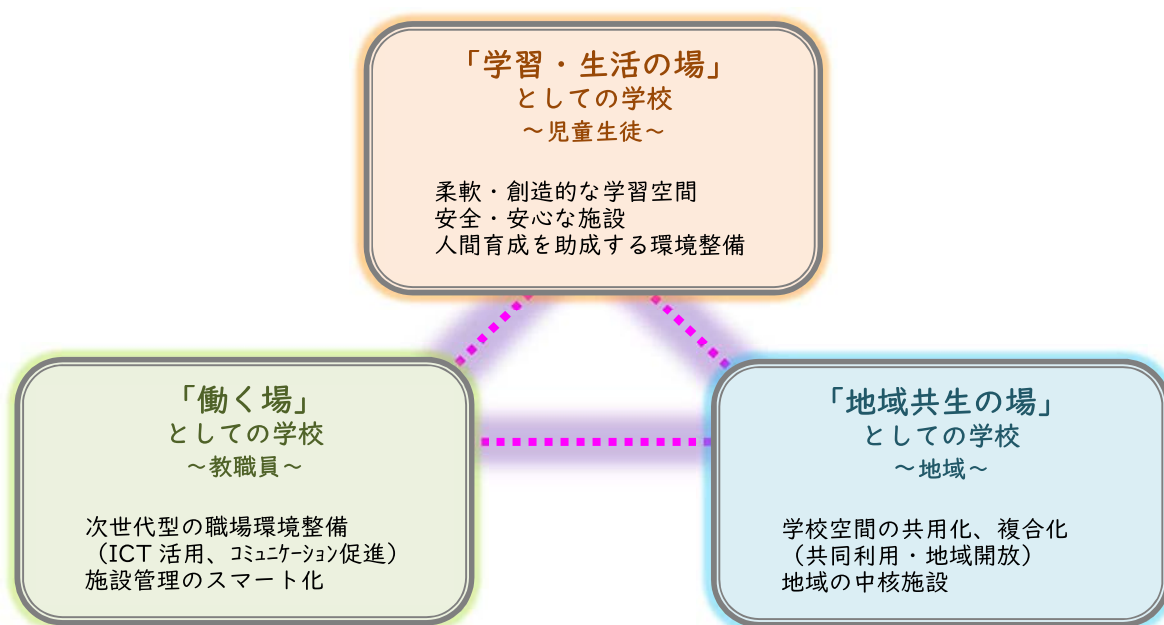
学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、教職員の働く場でもあります。その環境を整えることは、児童生徒に対する教育・指導、そして安全・安心を守るという意識をより充実したものへと変換させる大きな意義があると考えます。

現在、教育は多様化、高度化、個別最適化が進み、教育現場はとても広い範疇を担っており、教職員間の連携はより一層重要なものとなります。その中で、より働きやすい環境とするために、様々な場面における ICT 活用やコミュニケーションを促進しチームで活動できる環境整備を進めるとともに、施設管理の簡素化・スマート化を図ります。

(3)「地域共生の場」としての学校 ～地域目線～

学校は、教育機能に加え、地域や社会の人たちと連携・協働し、地域全体の活性化や、災害に強い地域づくりに繋がる地域共生の場としての役割も担っていきます。そのためには地域の方々が集う仕掛けが必要です。

学校を教育施設のみとして捉えず、地域開放部分をより一層広げ、地域部活動利用も見据えた共用化・共同利用化を進め、他の公共施設との複合化・集約化を推進することで、公的ストックの効率化・最適化を、さらには学校施設の地域中核施設化を目指します。



〔図 3-1〕 3つの目線

2 整備の方向性

次の6つの方向性を念頭に、今後の学校施設整備のあり方について、取りまとめてまいります。

学び

ICT を最大限活用できる学習空間や執務空間の形成「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両方を実現する柔軟で創造的な学習空間の形成

- 可変性
- 連続性
- 兼用化



可変性・連続性
(普通教室・廊下の一体利用)

生活

児童生徒が安心・健やかな学校生活を過ごせる生活環境の形成

- 衛生環境の向上
- 居住性の向上
- 空調整備



多目的室（小空間：デン）

共創

地域の人たちと連携・協働し、活動・交流拠点となる地域共生を目指した共創空間の形成

- 複合化・共用化等
- 管理スマート化
- 地域利用促進



施設複合化
(小学校+幼稚園)

安全

集う全ての人々が利用上・防災上、
安全・安心して利用できる施設の形成

- バリアフリー化
- 防災・防犯機能強化
- 更なる耐震化



バリアフリー化
(バリアフリースイットイレ)

環境

脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境の形成

- ZEB 化
- 木質化



木質化（内装材）

コスト

経済低成長、人口減少に対応した規律ある財政運営を実現する持続可能な教育資産の形成

- 長寿命化
- 予算の効率化・平準化
- 既存ストック活用



既存ストック活用
(左：旧校舎、右：増築校舎)

3 整備の基本形

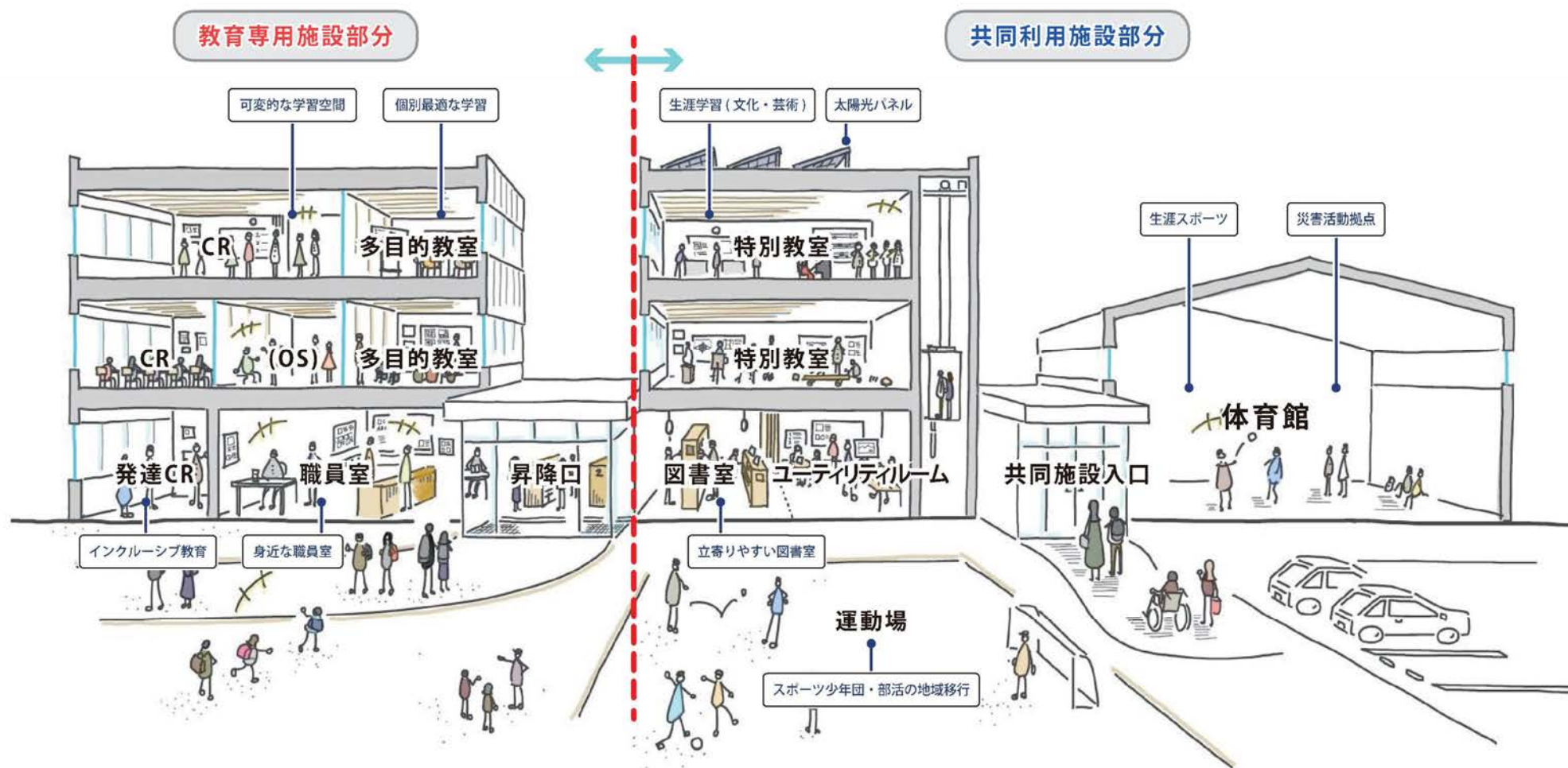
本章で掲げた基本理念を具現化し、「3つの目線」や「6つの方向性」に基づく施設整備を進めるため、今後の学校施設は、次のとおり「教育専用施設部分」と「共同利用施設部分」に区分した形を基本とします。

<教育専用施設部分>

通常学級・発達支援学級が活動する「普通教室」や「多目的室」、職員室をはじめとする「管理諸室」など、「児童生徒」と「教職員」の学校教育機能のホームベースとなる諸室を専用エリア化します。

<共同利用施設部分>

特別教室や多目的ホール、体育館、運動場など教育機能に限らず「地域」に向けて開放可能な範囲を共同利用エリア化します。



- 使用時間帯や活動内容を考慮した棟単位でのゾーニングによる管理区分の明確化
- 共同利用、地域利用の促進にあたり施設の防犯性の向上
- 改築時に限らず、大規模改修時などにおいても、機能区分明確化に向けた整備を検討

～施設区分イメージ図～

第4章 施設整備に向けて

I 整備計画等の策定・運用

本方針に掲げた、安全・安心で効率的・効果的、地域の中核となる新しい学校施設の整備には、長い年月と多くの事業費、事業量が発生します。

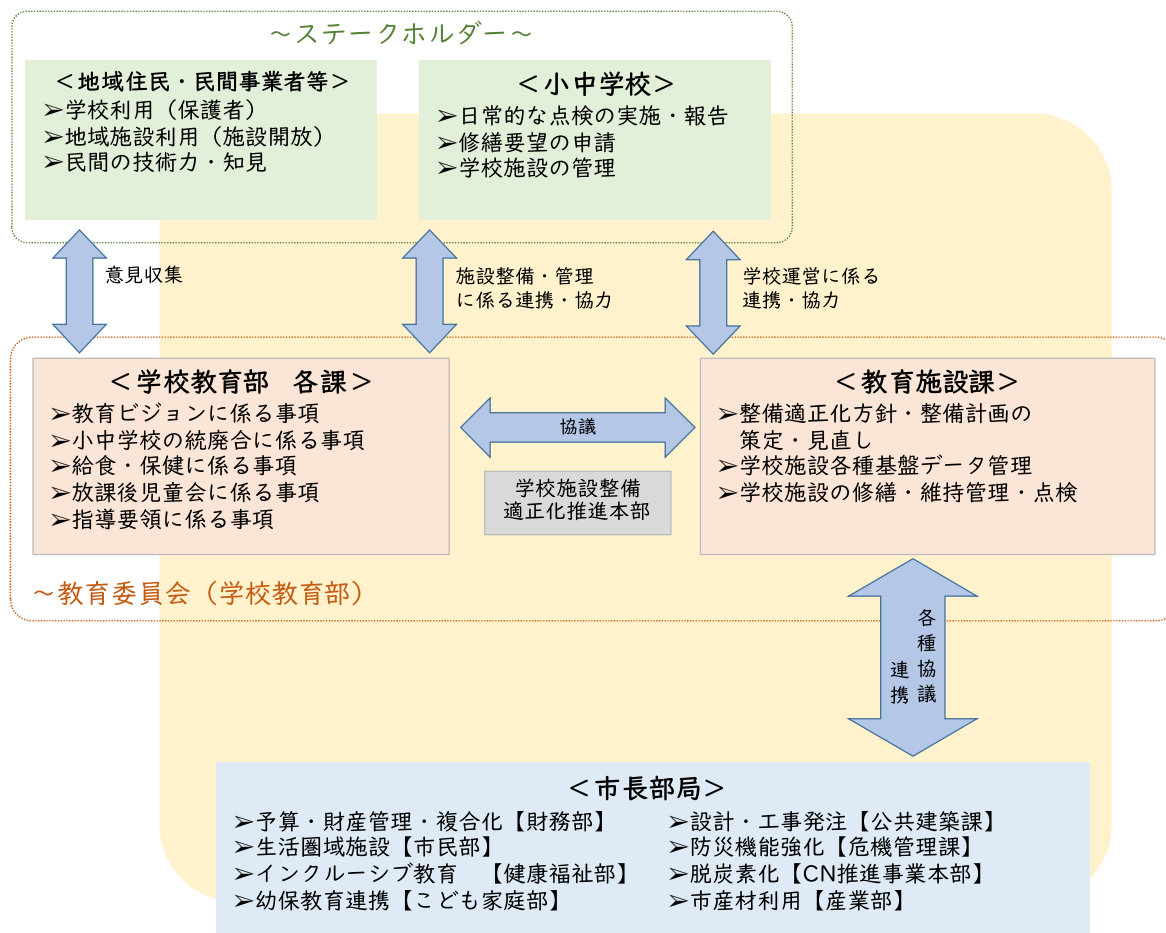
このため、取り組み順序を定めた事業計画と整備の基本的な考え方を示す整備計画、これを補完する整備水準、整備プロセス及びマネジメントサイクルなどを策定し、施設の整備と維持管理を着実に進めてまいります。

<整備計画等の内容>

項目	詳細
整備計画	効率的・効果的な整備を進めるために、整備周期や整備内容、事業工夫、整備の基本的な考え方を示すもの
整備水準	新しい時代の学びの実現と新たな学校施設のカタチの実現に向けて必要な機能を確保するために、各施設や各部屋の整備の基本形や考え方を示すもの
整備プロセス	効果的な整備に向けた事業手法の決定や、学校の特性に応じたカスタマイズを実施するために、基本構想、基本計画段階における検証事項を定めた、事業の手順を示すもの
マネジメントサイクル	学校施設の安全性の適正な確保のために、施設整備・管理を進めるのみでなく、持続的な点検や計画の見直し改善など、計画の継続的な推進に向けた、学校施設マネジメントの手順を示すもの

2 推進体制

施設整備を進めるにあたっては、庁内関係各課との一層の連携により、市として一体的な課題解決を図る中で、学校関係者や利用者など、多様なステークホルダーと調整の上、個別の事業計画を作成し、実施してまいります。



〔図4-1〕施設整備の推進体制

3 計画の見直し

計画策定後も、学校施設に求められる機能や各施設の劣化状況は、刻々と変化するものと想定されます。

このため、国や市の法令改正や運用方針の変更、社会・経済情勢の変化などに対応し、必要に応じて柔軟かつ適切に内容の充実を図ってまいります。

また、法令点検、劣化状況調査、学校パトロールなどその他任意の点検などにより、今後も継続的に学校施設の老朽化・劣化度を確認し、随時、計画を見直してまいります。

浜松市小中学校施設整備適正化方針

2025年3月

発行者 浜松市教育委員会学校教育部教育施設課
〒430-0929
浜松市中央区中央一丁目 2-1
イーステージ浜松オフィス棟 6階
電話 053-457-2403

浜松市小中学校施設整備計画

(案)

2025 年 3 月

浜松市教育委員会

学校教育部教育施設課

目 次

第 1 章 浜松市小中学校施設整備計画について

1 目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 対象施設	2

第 2 章 学校施設を取り巻く状況と課題

1 施設の状況	3
(1) 調査内容	3
(2) 調査結果	4
2 年少人口等の状況	12
(1) 市の総人口と年少人口の推移	12
(2) 児童・生徒数等の推移	13
3 財政の状況	16
(1) 本市の財政状況	16
(2) 学校施設整備費の実績と将来コスト	17
4 課題	18
(1) 施設状況に応じた長寿命化対応	18
(2) 多様化する教育環境への対応	18
(3) 事業費の縮減と平準化	18

第 3 章 学校施設整備の基本的な考え方

1 整備周期	19
2 整備内容	20
3 更なる事業工夫	21
4 事業効果（事業費の縮減と予算の平準化）	25

第 4 章 実施に向けて

1 事業計画	26
2 整備水準	28
3 整備プロセス	29
(1) 基本構想段階	29

(2) 基本計画段階	29
(3) 基本設計、実施設計段階	29
(4) 整備段階	29
4 マネジメントサイクル	31

参考資料

- 学校建築物各部位劣化状況調査結果及び健全度一覧
- 健全度の算定方法
- 健全度の推移（劣化調査結果に基づく検証）
- 全体事業計画（概要版）
- （別冊）学校建築物各部位劣化状況調査
- （別冊）全体事業計画　～80年整備計画～

第1章 浜松市小中学校施設整備計画について

1 目的

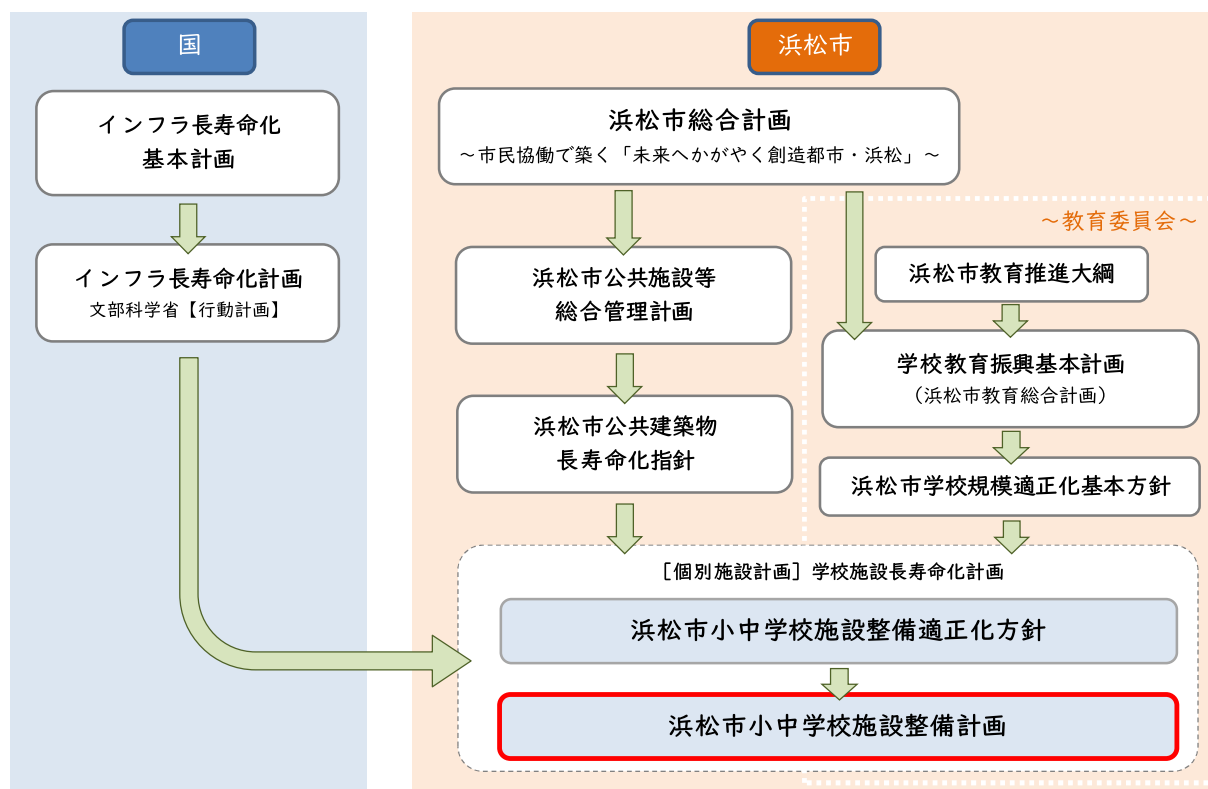
本計画は、「浜松市小中学校施設整備適正化方針」に基づき、「施設老朽化、教育環境の向上、その他諸課題」に一体的に対応した持続可能な学校施設を、計画的に整備していくことを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本方針は、浜松市の教育の方向性を示す「浜松市教育推進大綱」、「浜松市学校教育振興基本計画」、小中学校施設の配置に関する方針を示す「浜松市学校規模適正化基本方針」、学校施設整備の基本理念や方向性を示す「浜松市小中学校施設整備適正化方針」を上位計画として、その実現に向けた具体的な考え方や方法を示すものです。

また、国土交通省の「インフラ長寿命化基本計画」や文部科学省の「インフラ長寿命化計画」、「浜松市公共施設等総合管理計画」や「浜松市公共建築物長寿命化指針」を受け策定する「個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画）」として位置づけるものです。

なお、今後の社会情勢や学校施設に求められる教育的ニーズなどの変化に対応するため、必要に応じ、計画の見直しを行います。



〔図1-1〕計画体系（位置づけ）